

令和6年度 美波町立認定こども園 入園申込案内（現況届・支給認定）



新規・継続を問わず、「支給認定申請書(現況届)兼入園申込書」に必要書類をすべて添えて期間内に提出してください。

4 月当初からの入園でなく年度途中からの入園を希望する場合も、この期間中に希望するこども園までお申し込みください。また、申込受付期間以降に出産予定で、利用予定のある方も同様にお申し込みください。

※ 申込がなかった場合、原則入園いただけません。

【 広域利用について 】

阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町では、南阿波定住自立圏共生ビジョンによる「こども園等広域入所に関する連携事業」を実施しております。やむを得ない理由により、圏域内にあるこども園等への広域入所を希望する場合は、福祉課へご相談ください。ただし、こども園等への入所は、各自治体に在住の方(住民票がある方)が優先となりますので、ご了承ください。

◆ 申込受付期間 ◆

令和5年12月1日(金) ~ 令和5年12月22日(金)

8時30分 ~ 16時30分 (土・日を除く)

※ 仕事の都合などで上記の時間内に来られない方は事前に各こども園にご相談ください。

◆ 申込受付場所 ◆

受付は各こども園で行います。(後日、日程を調整のうえ、面接を行います。)

※ 提出書類については5・6ページをご覧ください。

認定こども園とは

2歳以下の保育を必要とする子どもの保育と、3歳以上のすべての子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、子育て家庭を対象に相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う施設です。



【 美波町の認定こども園 】

| 施設名 | 受入年齢 | 基本開園時間 | 特別保育 | 子育て支援 |
|--|---------|------------|-----------------------|--------------|
| 日和佐こども園 奥河内字弁才天 19-3 ☎ 0884-77-0092(保育部) ☎ 0884-77-0133(幼児部) | 6ヶ月～5歳児 | 7:00～18:00 | 一時預かり 延長保育 土曜保育 | 一時預かり 園開放 |
| 由岐こども園 西の地字西地 55 ☎ 0884-78-0547 | 6ヶ月～5歳児 | 7:00～18:00 | 一時預かり 延長保育 土曜保育 | 一時預かり 園開放 |
| 赤松こども園 赤松字野田 138 ☎ 0884-79-3002 | 1歳児～5歳児 | 7:00～18:00 | 一時預かり 延長保育 | 一時預かり 園開放 |
| 阿部こども園 阿部 212-2 ☎ 0884-78-0672 | 1歳児～5歳児 | 7:00～18:00 | 一時預かり 延長保育 | 一時預かり 園開放 |

※ 土曜保育は2号・3号認定のみです。
 他の園(赤松こども園・阿部こども園)に通われている園児でも利用できます。
 土曜保育が必要となることが判明している場合、面接時にご相談ください。

保育の必要性の認定について

認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

【 認定の種類 】

| 子どもの年齢 | 利用する内容 | 認定区分 | 利用できる施設 |
|--------|---------------|------|---------|
| 満3歳以上 | 教育を希望される場合 | 1号認定 | 町内各こども園 |
| | 教育と保育を必要とする場合 | 2号認定 | 町内各こども園 |
| 満3歳未満 | 保育を必要とする場合 | 3号認定 | 町内各こども園 |

※ 2号・3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。(詳しくは3・4ページをご覧ください。)

【 認定区分ごとの施設利用可能時間 】

| | |
|---------|--------------------------------|
| 1 号 認 定 | 教育標準時間(登園時間内の 4 時間) 8:00~14:00 |
|---------|--------------------------------|

| | | | |
|------------------------------|---------|--------------------------|-------|
| 7:00 | 8:00 | 14:00 | 18:00 |
| 一時預かり (一時預かり利用料 が別途必要) | 通常の教育時間 | 一時預かり (一時預かり利用料が別途必要) | |

| | |
|---|---|
| 2 号認定・3 号認定 (保護者の就労状況等に応じて いずれかの認定を受けます。) | 保育標準時間 最大 11 時間/日 7:00~18:00 保育短時間 最大 8 時間/日 8:00~16:00 ※ 2 号認定の場合、うち 4 時間は教育時間 |
|---|---|

《 保育標準時間 》

| | | |
|-----------------------|-------|----------------------------|
| 7:00 | 18:00 | 19:00 |
| 通常の保育時間 (最長 11 時間) | | 延長保育 (延長保育利用料 が別途必要) |

《 保育短時間 》

| | | | |
|----------------------------|----------------------|-------|------------------------|
| 7:00 | 8:00 | 16:00 | 19:00 |
| 延長保育 (延長保育利用料 が別途必要) | 通常の保育時間 (最長 8 時間) | | 延長保育 (延長保育利用料が別途必要) |

※ 一時預かり、延長保育を希望される場合は、各こども園へご相談ください。



【 保育の必要性の認定基準(2 号認定・3 号認定の場合) 】

保護者が、次のいずれかの状態に該当することにより保育をすることができないと認められる場合に認定されます。ただし、保護者の就労時間等によって保育標準時間(11 時間)と保育短時間(8 時間)に区分され、最大利用時間を超える保育は延長保育になります。

| 保育を必要とする理由 | | 保 育 時 間 の 区 分 | 入 園 期 間 |
|------------|--|---|---------|
| 就 労 | フルタイムのほか、 パートタイム、夜間、 居宅内の就労など 基本的にすべての 就労が対象 ※月 48 時間以上労働 することを状態と していること | ・月 120 時間以上 ⇒ 保育標準時間 ・月 120 時間未満 ⇒ 保育短時間 | 就労期間 |

| 保育を必要とする理由 | | 保育時間の区分 | 入園期間 |
|------------|--|-------------------------------------|--|
| 母親の出産 | 母親が出産の前後(産前8週間・産後8週間)の場合 | 保育標準時間 | 出産予定日から起算して産前8週間となる日が属する月の初日から産後8週が経過する日が属する月の月末まで |
| 病気等 | 保護者が病気や心身に障がいがある場合 | 保育標準時間 | 療養期間 |
| 病人の看護等 | 同居の家族が、長期間の病気や心身に障がいがあるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合 | 基本的に保育短時間 ※看護等の時間に応じて保育標準時間(要相談) | 介護・看護の必要がなくなるまで |
| 災害等 | 火災、風水害、震災等で家屋を損失・破損したため、その復旧にあたっており、児童の保育ができない場合 | 保育標準時間 | 災害による復旧活動が終了するまで |
| 求職活動 | 就労予定、起業準備を含む | 保育短時間 | 入園日より90日が経過する日の属する月の月末まで |
| 在学・職業訓練 | 職業訓練校等における職業訓練を含む | 学校、職業訓練の時間に 応じて保育標準時間と保育短時間 | 卒業予定日まで |
| 児童虐待・DV | 児童虐待やDVの恐れがある場合 | 保育標準時間 | 保育を必要とする期間 |
| 育児休業 | 育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童の継続利用が必要な場合 | 保育短時間 | 育児休業開始日より2年が経過する日の属する月の月末まで※2 |
| その他 | 上記に類する状態であると町長が認めた場合 | 保育の必要な事由の時間 に応じて保育標準時間と保育短時間 | 状況による |

※ 年度途中でも上記に該当しなくなった場合は退園となります。3歳児以上の方は、1号認定になります。

- ※ 新たに働き始める方は、就労開始日の前月の1日から利用できます。
- ※ 育児休業を終え仕事に復帰される方は、仕事復帰月の前月の1日から利用できます。(ご家庭・お子様の状況により要相談)ただし、仕事復帰日が育児休業に係る児童が6か月に達する日より早い場合は、児童が6か月に達する日以降から利用できるようになります。
- ※ **就労等の状況に変化があった場合は、速やかに届出を提出してください。**正当な理由なく変更の届出を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により、認定の取り消しを行う場合があります。



◆◇ 保育の必要性の認定を受ける場合の注意事項 ◇◆

- ① 「集団生活に慣れさせたい」「友達を作らせたい」「社会生活を身につけさせたい」というような理由では入園できません。
- ② 認定こども園の入園基準に該当し、そのうえ児童に心身の障害があると思われる場合は、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込時、または面接のときに、必ず申し出てください。
- ③ 上記の要件に該当しても、定員満数になった場合には入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 就職活動中でも入園することができますが、その場合の入園できる期間は90日間です。
※ 期間の更新はできませんのであらかじめご了承ください。

入園申込に必要なもの

用紙は各こども園、福祉課、由岐支所にあります。また、美波町ホームページからダウンロードすることができます。



① 「子ども子育て支援認定書(現況届)兼 認定こども園入園申込書」

- ・入園児童1人につき1枚必要です。
- ・子ども子育て支援支給認定申請書(現況届)は保育の必要性の認定のために必要な書類です。

② 添付書類(保育の必要性の認定を受ける場合のみ)

- ・保護者1人につき1枚必要です。(児童2人以上申込の場合、他方はコピーでも可)

| 保育が必要な理由 | 添付する書類 |
|----------------------------|------------------------------|
| 就労 (会社勤め、自営、内職、農業、漁業など) | 就労証明書 |
| 妊娠・出産 | 母子手帳の写し(父母の氏名、出産予定日の記載ページ)など |
| 育児休業取得時の継続利用 | 就労証明書(育児休業期間を記載)、育休証明書など |
| 疾病・障がい | 疾病・障がい証明書、身体障害者手帳の写しなど |

| 保育が必要な理由 | 添付する書類 |
|-----------|---|
| 介護・看護 | 介護・看護状況申告書 |
| 求職活動／起業準備 | 求職活動状況申告書、ハローワーク登録証の写しなど／起業準備していることがわかるもの |
| 就学・職業訓練 | 学生証の写し、在学証明書または合格通知書など |
| 災害復旧 | 罹災証明書など |
| DVなど | 保護証明など |
| その他 | 保育を必要とすることを証明する書類 |

③ 利用者負担額(利用料)算定のための書類(下記①②に該当する場合のみ)

① 令和5年1月1日現在、美波町に住民票のない方 ⇒ 同意書または所得課税証明書

② 令和6年1月1日現在、美波町に住民票のない方 ⇒ 同意書または所得課税証明書

①②とも該当する方は、同意書の場合1枚、所得課税証明書の提出の場合各年度の所得課税証明書の提出が必要となります。

※ 所得課税証明書は、各年の1月1日に住民票があった市町村で発行されます。

※ 令和6年度分については、令和6年6月以降の発行となりますので、後日提出してください。



利用者負担額(利用料)について

こども園の利用料は、保護者(父母)の「町民税所得割額」の合算基により決定します。

※ 生計の中心が祖父母の場合は、祖父母の税額で決定することがあります。

※ 利用料とは別に、教材費等の実費徴収があります。(給食費は不要です。)

※ 町民税所得割額は、調整控除以外の税額控除(「住宅借入金等特別控除」など)を適用する前の金額です。

| 所得階層 | | 町民税課税額 | 利用者負担額(月額) | |
|------------------------------|-----|-------------------------------------|-----------------------|---------------------|
| | | | 3号認定 (0歳児・1歳児・2歳児) | |
| | | | 標準時間 | 短時間 |
| 標準時間と短時間の詳しい説明は3・4ページをご覧ください | | | | |
| 第1 | 1 | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 第2 | 2 | 町民税 非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 第3 | 3-1 | 町民税 均等割のみ課税世帯 | 5,000円 (4,000円) | 5,000円 (4,000円) |
| | 3-2 | 町民税 所得割課税額 10,000円未満 | 10,000円 (6,000円) | 9,900円 (5,900円) |
| | 3-3 | 町民税 所得割課税額 10,000円以上 48,600円未満 | 14,000円 (9,000円) | 13,800円 (8,800円) |
| 第4 | 4-1 | 町民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満 | 14,000円 (9,000円) | 13,800円 (8,800円) |
| | 4-2 | 町民税 所得割課税額 57,700円以上 97,000円未満 | 14,000円 | 13,800円 |
| 第5 | 5-1 | 町民税 所得割課税額 97,000円以上 117,000円未満 | 18,000円 | 17,700円 |
| | 5-2 | 町民税 所得割課税額 117,000円以上 169,000円未満 | 25,000円 | 24,600円 |
| 第6 | 6 | 町民税 所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 | 34,000円 | 33,500円 |
| 第7 | 7 | 町民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 | 41,000円 | 40,400円 |
| 第8 | 8 | 町民税 所得割課税額 397,000円以上 | 45,000円 | 44,300円 |

【 幼児教育・保育無償化制度 】

3～5 歳児クラス(1 号・2 号認定)の児童及び 0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯の児童については、利用料は無償となっています。

※ 一時預かり及び延長保育は、無償化の対象外です。

【 美波町の多子世帯への軽減制度 】

子どもの年齢に関わらず、保護者が扶養している子どもが 2 人以上いる場合、第 2 子以降は利用料が無料になります。

【 低所得世帯等への軽減制度 】

利用者負担額表のうち、()の金額は、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)に該当する世帯の利用料です。

【 利用料の切替時期 】

4 月～8 月までは令和 5 年度町民税を基に利用料を算定し、9 月～3 月までは令和年 6 度の町民税を基に利用料を算定しますので、年度途中で利用料が変更になる場合があります。

【 利用料の納入方法 】

利用料は、原則、口座振替で納入いただきます。振替日は毎月 25 日です。「口座振替依頼書」を各こども園、金融機関、福祉課、由岐支所に用意していますので、印鑑を持参のうえ、阿波銀行、徳島大正銀行、ゆうちょ銀行、かいふ農協、徳島県信漁連、いずれかの金融機関で手続きをお願いします。

< お問い合わせ >

美波町 福祉課

☎ 0884-77-3614

